

東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）（令和 年 月 日東大規則第 号）

改正理由：大学院総合文化研究科及び教養学部において、既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正						
(略)					(略)						
別表					別表						
教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定	教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局名	専攻、講座、研究部門等					部局名	専攻、講座、研究部門等				
(略)					(略)						
大学院総合文化研究科	言語情報科学専攻国際研究先端大講座学際複合分野	教授 准教授	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和4年3月31日を超えることができない。	法第4条第1項第1号	大学院総合文化研究科	(削除)				
	(略)						(略)				
	言語情報科学専攻国際研究先端大講座総合学術分野	教授 准教授 講師 助教	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号		(削除)				
	超域文化科学専攻国際研究先端大講座学際複合分野	教授 准教授	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和4年3月31日を超えることができない。	法第4条第1項第1号		(削除)				
(略)					(略)						
超域文化科学専攻国際研究先端大講座総合学術分野	教授 准教授 講師 助教	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号	(削除)						

		ない。		
地域文化研究専攻国際研究先端 大講座学際複合分野	教 授 准教授	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任可。ただし、 1回限りとし、再 任後の任期は、令 和4年3月31 日を超えること ができない。	法第4条第1 項第1号
(略)				
地域文化研究専攻国際研究先端 大講座総合学術分野	教 授 准教授 講 師 助 教	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第4条第1 項第1号
国際社会科学専攻国際研究先端 大講座学際複合分野	教 授 准教授	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任可。ただし、 1回限りとし、再 任後の任期は、令 和4年3月31 日を超えること ができない。	法第4条第1 項第1号
(略)				
広域科学専攻国際研究先端大講 座総合学術分野	教 授 准教授 講 師 助 教	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	法第4条第1 項第1号
広域科学専攻国際研究先端大講 座学際複合分野	教 授 准教授 講 師	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任可。ただし、 1回限りとし、再 任後の任期は、令 和4年3月31 日を超えること ができない。	法第4条第1 項第1号
地域文化研究専攻地中海・イス ラム地域文化講座イスラム比較 地域論分野	准教授 講 師	5年。ただし、 令和10年3 月31日を超	再任可。ただし、 1回限りとし、 再任後の任期は	法第4条第1 項第1号

(削除)				
(略)				
(削除)				
(略)				
(削除)				
(略)				
(削除)				
地域文化研究専攻地中海・イス ラム地域文化講座イスラム比較 地域論分野	准教授 講 師	5年。ただし、 令和10年3 月31日を超	再任可。ただし、 1回限りとし、 再任後の任期は	法第4条第1 項第1号

		えることはできない。	令和10年3月31日を超えることができない。	
(略)				
地域文化研究専攻国際研究先端大講座学際複合分野	講師	4年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
(略)				
広域科学専攻認知行動科学講座 認知行動科学分野	講師	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
(略)				
国際社会科学専攻国際関係論講座 国際関係論分野	准教授 講師	5年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
(略)				

		えることはできない。	令和10年3月31日を超えることができない。	
国際社会科学専攻公共政策論講座 公共政策論分野	准教授 講師	1年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
(略)				
地域文化研究専攻国際研究先端大講座学際複合分野	講師	4年。ただし、令和5年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
広域科学専攻生命情報学講座 伝制御分野	講師	5年。ただし、令和8年8月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
広域科学専攻認知行動科学講座 認知行動科学分野	講師	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
広域科学専攻複合系計画学講座 科学技術社会論分野	講師	5年。ただし、令和9年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
(略)				
(削除)				
(略)				

広域科学専攻国際研究先端大講座学際複合分野	助教	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
(略)				
附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センター	助教	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は令和4年3月31日を超えることができない。	法第4条第1項第1号
(略)				
附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門Ⅱ	講師	5年。ただし、令和6年8月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
(略)				
附属進化認知科学研究センター	助教	5年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
(略)				
(略)				
教養学部				

(削除)				
(略)				
(削除)				
(略)				
附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門Ⅱ	講師	5年。ただし、令和6年8月31日を超えることはできない。	再任不可。	法第4条第1項第1号
附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門Ⅲ	准教授 講師	5年。ただし、令和14年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は令和14年3月31日を超えることができない。	法第4条第1項第1号
(略)				
(削除)				
(略)				
(略)				
教養学部	附属教養教育高度化機構初年次教育部門人文科学教育研究分野	准教授 講師	1年。ただし、令和5年3月	再任不可。 法第4条第1項第1号

附属教養教育高度化機構実施部門教養教育専担分野高等教育融合領域	教授 准教授 講師	3年	再任可。ただし、 1回限りとする。	法第4条第1 項第1号
(略)				
附属教養教育高度化機構実施部門教養教育専担分野高等教育特定領域Ⅱ	教授 准教授 講師	2年	再任不可。	法第4条第1 項第1号
(略)				
(略)				

			<u>31日を超え ることはでき ない。</u>		
附属教養教育高度化機構実施部門教養教育専担分野高等教育融合領域	教授 准教授 講師	3年	再任可。ただし、 1回限りとする。	法第4条第1 項第1号	
(略)					
附属教養教育高度化機構実施部門教養教育専担分野高等教育特定領域Ⅱ	教授 准教授 講師	2年	再任不可。	法第4条第1 項第1号	
<u>附属教養教育高度化機構実施部門教養教育専担分野高等教育実践領域</u>	<u>教授 准教授 講師</u>	<u>3年</u>	<u>再任不可。</u>	<u>法第4条第1 項第1号</u>	
(略)					
(略)					

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。